

令和5年度福岡県地域医療勤務環境改善支援 事業費補助金のご案内

令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制(医師の働き方改革)が始まります。医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、持続可能な医療提供体制を維持していく上で大変重要です。

福岡県では、勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行います。

令和5年度補助金 申請期限 令和5年12月27日(水)

交付要綱、提出書類の様式、記載例等につきましては、県ホームページ(下記URL)に掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinmukankyo-ishi-hojyokin.html>

補助金スキーム

都道府県

申請



補助

【対象医療機関】(詳細は交付要綱をご確認ください)

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる次の①～③に該当する医療機関(ただし令和2年度新設された診療報酬における「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は対象外です)

- ① 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関
- ② 他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関
- ③ ②の派遣医師を受け入れる医療機関【R5新規】

【対象となる経費】(厚生労働省広報用資料もご参考ください)

医療機関毎に作成いただいた「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく、総合的な取組に要する経費に対して補助を行います。

<総合的な取組の例>

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・複数主治医制や短時間勤務等多様な働き方の推進
- ・タスクシフト、タスクシェアの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取り組み

【基準額】

・最大使用病床数(療養病床を除く)×133千円

(20床未満の場合は、20床として算定)

※補助額は予算の範囲内での交付となります。

お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室 医師確保係

TEL:092-643-3330 E-mail:ishikango@pref.fukuoka.lg.jp